

第22回社会保障審議会	資料3-3-2
平成23年8月29日	

第177回国会における成立法案について

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する 特別措置法の一部を改正する法律の概要

法改正の目的

当面の緊急措置として、先般の「新型インフルエンザ(A/H1N1)」と同等の **新たな「感染力は強いが、病原性の高くない新型インフルエンザ」**が発生した場合の**予防接種対応を万全にする**。

法改正の主な内容

1. 新たな臨時接種の創設：

○基本的な枠組み

- ・「**感染力は強いが、病原性の高くない新型インフルエンザ**」に対応する**新たな臨時接種を創設**
- ・都道府県の協力のもと、住民に身近で、かつ、インフルエンザ予防接種の実務に精通した**市町村が実施**
(国はワクチンの供給等について必要な措置を講ずる)

○公的関与

- ・対象者に接種を受ける**努力義務は課さないが、行政は接種を受けるよう「勧奨」**

○健康被害救済の給付水準の引き上げ（政令事項）

- ・公的関与(勧奨)の程度を踏まえ**給付水準を引き上げ**（現行の臨時接種等と二類定期接種との間の水準）
※併せて**特別措置法の健康被害救済**（先般の新型インフルエンザ(A/H1N1)のワクチン接種に係る健康被害救済）の**給付水準もさかのぼって引き上げ**

○実費徴収

- ・低所得者を除き、**接種対象者から実費徴収可能**

○費用負担割合

- ・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
(接種費用(低所得者の減免分)・健康被害救済)

	低所得者減免分			低所得者を除き、 実費徴収可能
	国 1/2	都道府県 1/4	市町村 1/4	
新型インフルエンザ ワクチン接種事業				
新たな臨時接種				

2. 国の責任によるワクチン確保：

政府は、新型インフルエンザワクチンの確保のため、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者と損失補償契約を締結できることとする。（5年間の時限措置）

3. 施行期日：

1については公布の日から起算して三月を超えない範囲において政令で定める日、2については公布日
(平成23年7月15日成立、同年7月22日公布・一部施行)

※検討規定として予防接種の在り方等の総合的検討、損失補償契約の規定に係る5年以内の検討を行うこととしている。

雇用保険法及び労働保険徴収法の一部を改正する法律の概要

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、失業等給付の充実を図るとともに、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の改正を行う。

1. 失業等給付の充実

(1) 賃金日額の引上げ

失業者に対する「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」について、直近の賃金分布等をもとに、法定の下限額等を引上げ

(例) 賃金日額の下限額:「2,000円」→「2,320円」に引上げ → 基本手当日額:「1,600円」→「1,856円」

(2) 安定した再就職へのインセンティブ強化

① 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率の更なる引上げ

・給付日数を1/3以上残して就職した場合: 給付率30%→40%(現在の暫定措置)→50%(恒久化(改正後))

・給付日数を2/3以上残して就職した場合: 給付率30%→50%(同 上)→60%(同 上)

② 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率の暫定的な引上げ(30%→40%)の恒久化

2. 保険料率の改定(労働保険徴収法)

失業等給付に係る法定の保険料率を、「1.6%」から「1.4%」に引下げ

・平成24年度以降の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.0%」とすることが可能

[注:平成23年度の保険料率は、現行制度の下限である「1.2%」(告示)]

3. 国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し

雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

施行日:平成23年8月1日(2は平成24年4月1日、3は公布日)

公布日:平成23年5月20日

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律について

特定求職者（雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者）に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

1. 職業訓練の認定

- ・ 厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（「職業訓練実施計画」）を策定。
- ・ 厚生労働大臣は、就職に必要な技能等を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の基準に適合する職業訓練を認定（「認定職業訓練」）。
- ・ 認定職業訓練を行う者に対して、これが円滑かつ効果的に行われるよう助成することができる。
- ・ 認定に関する業務は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。

2. 職業訓練受講給付金の支給

- ・ 特定求職者が認定職業訓練等の受講を容易にするため、公共職業安定所長の指示を受けてこれを受講する場合に職業訓練受講給付金を支給することができる。
- ・ 支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

3. 就職支援の実施

- ・ 公共職業安定所長は、就職支援計画を作成し、特定求職者に対して、その就職を容易にするため、職業指導・職業紹介や認定職業訓練の受講等就職支援の措置を受けることを指示。
- ・ 指示を受けた特定求職者は、その指示に従うとともに、速やかに就職できるように自ら努める。

4. その他

- ・ 認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法による新事業（就職支援法事業）として行う。
- ・ 立入検査、差押え・公課等の禁止、立入検査拒否等に対する罰則等の規定を設ける。

施行期日：平成23年10月1日（一部の規定については、公布の日から施行）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成23年法律第25号)(概要)

下記の者に対して戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給するため改正を行う。(平成23年10月1日施行)

1. 平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に新たに戦傷病者等の妻になった者。
2. 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死(※)した場合の、当該戦傷病者等の妻。

(※)平病死…障害年金受給者が障害年金の支給事由(公務上の傷病等)以外の傷病により死亡した場合

【参考】○対象者の推計人数 新規対象者:80人、平病死対象者:7,000人 ○国債費(見込み):5年間で総額3億5,743万円(財務省理財局予算)

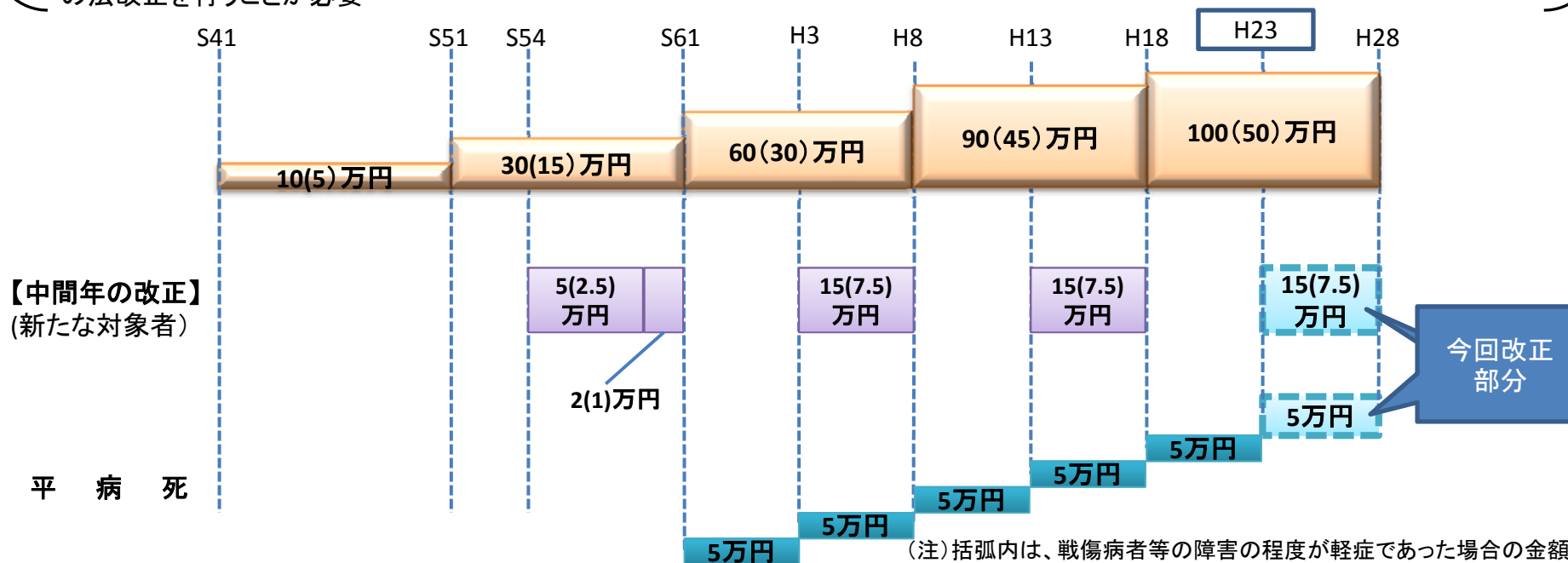
【戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度】

1. 趣旨及び対象者

- 長年にわたり、障害のある夫の介助、看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。(昭和41年に制度創設)
- 基準日において、公務上又は勤務に関連して負傷・り病し、障害の状態にあるために増加恩給(恩給法)や障害年金(援護法)等を受給している戦傷病者等の妻が対象。

2. 今回の改正の趣旨

これまで、10年ごとに行われてきた法改正(平成8年、平成18年等)の他に、中間年(平成3年、平成13年等)において、新たに対象となった者等に対して特別給付金を支給する改正を行ってきたところ、平成23年は中間年に当たることから、特別給付金を支給するための法改正を行うことが必要



障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立
平成23年8月5日公布

総則関係 (公布日施行)

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 等

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 等

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- ・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・ 全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。 等

4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 等

5) 国際的協調(第5条関係)

- ・ 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 等

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

- ・ 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- ・ 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 等

7) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 等

基本的施策関係 (公布日施行)

1) 医療、介護等(第14条関係)

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重 等

2) 教育(第16条関係)

- ・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重 等
- ・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進 等

3) 療育【新設】(第17条関係)

- ・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
- ・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進 等

4) 職業相談等(第18条関係)

- ・ 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策 等

5) 雇用の促進等(第19条関係)

- ・ 国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・ 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理 等

6) 住宅の確保(第20条関係)

- ・ 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策 等

7) 公共施設のバリアフリー化(第21条関係)

- ・ 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共施設について、円滑に利用できるよう施設の構造及び設備の整備等の計画的推進 等

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- ・ 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
- ・ 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策 等

9) 相談等(第23条関係)

- ・ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・ 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援 等

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

- ・ 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策 等

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

- ・ 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策 等

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

- ・ 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策 等

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

- ・ 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策 等

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

- ・ 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策 等

15) 国際協力【新設】(第30条関係)

- ・ 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策 等

障害者政策委員会等 (公布から1年以内に政令で定める日から施行)

国) 障害者政策委員会(第32～35条関係)

- ・ 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
- ・ 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告 等

地方) 審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

- ・ 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加 等

附則

検討(附則第2条関係)

- ・ 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- ・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 等

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

平成23年6月24日公布

目的

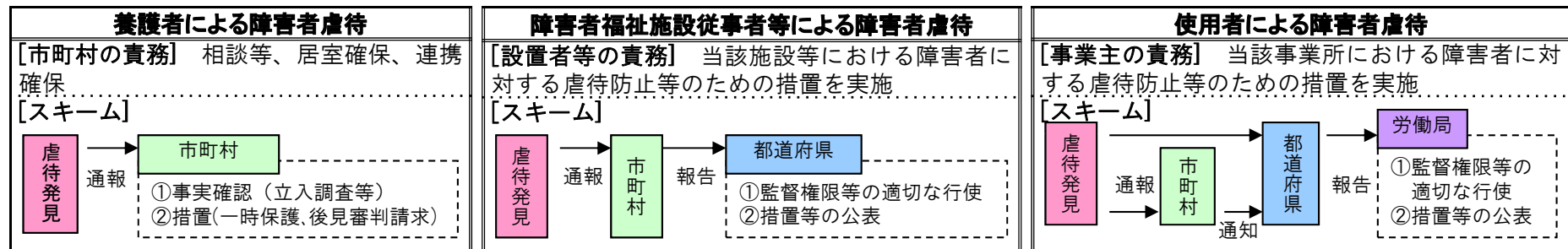
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。

※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】

1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を 支援するための国民年金法等の一部を改正する法律

<趣 旨>

将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。

1. 国民年金法の一部改正

- ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする(3年間の時限措置)。
- ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとする。
- ③ 国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者)について国民年金基金への加入を可能とし、受給額の充実を図る。

2. 確定拠出年金法の一部改正(平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む)

- ① 加入資格年齢を引き上げ(60歳→65歳)、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- ② 従業員拠出(マッチング拠出)を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。
- ③ 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることにより、住所不明者の解消を図る(他の企業年金制度等についても、同様の措置を講じる。)等、制度運営上の改善を図る。

3. 確定給付企業年金法の一部改正

60歳～65歳で退職した者についても退職時の年金支給を可能とする。(現行は50～60歳で退職した者についての退職時の年金支給のみ認められている。)

4. 厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して、措置を講ずる。

- ・ 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法の特例を設ける。

(※平成17年度から平成19年度まで、同様の措置を講じている。)

5. 施行日

- 1の①：平成24年10月1日までの間に政令で定める日 1の②：公布の日 1の③：公布日から2年以内で政令で定める日
2の①：公布日から2年6月以内で政令で定める日 2の②：平成24年1月1日 2の③、3及び4：公布の日

※ 衆議院での修正箇所は四角囲み・参議院での修正箇所は下線部で示している。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律 (平成23年法律第73号)のポイント <議員立法>

1. 法律の趣旨

社会保険病院・厚生年金病院（全国に現在61病院）を保有している独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）につき、独立行政法人地域医療機能推進機構に改組して、地域医療に貢献しつつ安定的な病院運営を行う組織とする。

2. 改組法人の概要

名 称：独立行政法人地域医療機能推進機構 ※法律名も変更

業 務：病院、介護老人保健施設及び看護師養成施設の設置及び運営の業務を行う。

3. 改組の時期等

- ・ 地域医療機能推進機構（機構）への改組時期は公布の日から3年以内の政令で定める日とする。
- ・ RFOの解散規定（平成24年10月1日解散）を削除し、従来の譲渡業務を改組時期まで行うとともに、船員保険病院に係る業務ができるよう規定を整備する。
- ・ 機構は、改組時から病院を自ら運営する。改組までの期間を準備期間とし、準備期間中は病院の運営を従来の特例民法法人等に委託して行う。なお、個別に運営を委託している病院については個別の事情に応じて委託を続けることを可能とする。
- ・ 機構は、その譲渡後も地域において必要とされる医療等を提供する機能が確保される病院等については、所在地方公共団体の意見を聴いて、譲渡することができる旨を規定する。

法律の施行日：公布の日（平成23年6月24日）から3年以内の政令で定める日（一部公布の日）